

厚生文教常任委員会報告事項資料

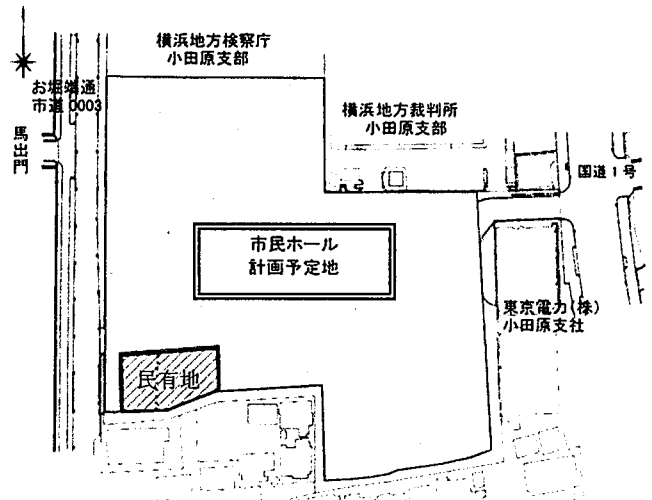
資料 番号	資 料 名	所 管 課
1	市民ホールの要求水準書（案）等について	文化政策課
2	平成29年度特定健康診査受診券の印字誤りについて	健康づくり課
3	小田原市立矢作小学校における給食費の盗難について	学校安全課
4	学校施設整備について	

平成29年 6 月 8 日

市民ホールの要求水準書（案）等について

1 市民ホール整備事業の概要について

- (1) 建設費（設計費、工事監理費を含む）
上限 6.3 億円（外構工事、備品を除く）
- (2) 整備手法
設計者を重視した 2 段階方式の新たなデザインビルドプロポーザルにより設計と施工を行う事業者を選定する。事業者の選定は市民ホール整備推進委員会に諮問。
- (3) 整備内容
要求水準書による。
- (4) 計画地
右記、敷地図のとおり（建設地南側に隣接する民有地も含む）
- (ア) 場 所：小田原市本町一丁目 1 3 8 番 6 ほか
- (イ) 面 積：約 9,720㎡（うち民有地分は約 3,733㎡）
- (ウ) その他：建設地南側に隣接する民有地は購入予定。
検察庁との用地の一部交換はしない。



2 要求水準書（案）における諸機能の概要について

(1) 大ホール系機能

多様な演目に対応できる多目的ホールとして、芸術文化創造センターと同程度の舞台仕様を求めることで、ホールとしての質を確保する。また、専用の搬入口を設ける。

区 分	市民ホール 基本計画	芸術文化創造センター 実施設計	市民ホール 要求水準書（案）
客席数	1, 200 席程度	1, 100 席	1, 100 席以上
舞 台	多目的型 ・充実した設備 ・可変音響反射板 ・プロセニアム形式 ・オーケストラピット	多目的型 ・充実した設備 ・可変音響反射板 ・プロセニアム形式 ・オーケストラピット	多目的型 ・充実した設備 ・可変音響反射板 ・プロセニアム形式 ・オーケストラピット

(2) 小ホール系機能

市民の使用をメインとし、プロによる公演まで多様な演出を可能とすることと、大ホールのリハーサルや展示機能や創造系・支援系機能等を補完するものとする。

区分	市民ホール 基本計画	芸術文化創造センター 実施設計	市民ホール 要求水準書(案)
客席	300席程度 段床式固定席	289席 段床式固定席	移動型客席 200席以上 最大300席
舞台	市民活動発表の場であり、多様な演目に対応する多目的型 ・可変音響反射板	優れた公演が鑑賞でき、市民活動発表など、多様な用途に対応できる多目的型 ・可変音響反射板	市民活動発表の場から、プロによる公演まで対応できる ・音響への提案を求める
その他	フライタワーの記載なし	フライタワーを設置	小規模なフライタワーを設置 大ホールのリハーサル

(3) 展示系機能

平面作品だけでなく、多様な表現を持つ現代の芸術作品、立体作品の展示に対応するものとする。また、小ホールの平土間やオープンロビーなどを利用することにより、これまでの展覧会の開催を可能とする展示スペースを550㎡以上確保することとする。

区分	市民ホール 基本計画	芸術文化創造センター 実施設計	市民ホール 要求水準書(案)
ギャラリー	展示空間 350㎡程度 有効天井高 4m程度	展示空間 259㎡ 有効天井高 3.7m	展示空間 200㎡以上 有効天井高 4m以上
連携	・大スタジオ	・大スタジオ ・中スタジオ ・オープンロビー等	・小ホール ・オープンロビー

(4) 創造系・支援系機能

市民が芸術文化の創造活動を行う場として、また、その日常的な活動を支援する機能を備えた諸室を計画する。

区分	市民ホール 基本計画	芸術文化創造センター 実施設計	市民ホール 要求水準書(案)
大スタジオ	有 ・大ホールのリハーサル	有(242㎡) ・大ホールのリハーサル	無 ※大ホールのリハーサルは小ホールで可能
中スタジオ	有	有(87㎡) ・ワークショップルームと兼用	有(100㎡以上) ・ワークショップルームと兼用
小スタジオ	複数	1室、スタジオ1室 (合計78㎡)	3室 (合計60㎡程度)
ワークショップ ルーム	有	有(73㎡) ・中スタジオ(87㎡)も兼用	無 ・中スタジオ(100㎡以上)と兼用
創造スタッフ室	有	有(45㎡)	無

(5) 交流系機能

市民が日常的に集い、交流する、にぎわいの場として、気軽に訪れ、利用できるスペースを計画する。

区分	市民ホール 基本計画	芸術文化創造センター 実施設計	市民ホール 要求水準書(案)
オープンロビー (インフォメーション 情報コーナー)	有	有	有
レストラン・カフェ	有	有 (112㎡)	有(カフェ等) (130㎡程度)

(6) 管理系機能、その他

市民ホールを管理運営していくために必要な機能を計画する。

駐車場は、敷地内に業務を行ううえで必要な台数を確保し、車での来場者は周辺の駐車施設の利用を基本とする。ただし、車いす利用者用駐車場は配置するとともに、高齢者や障がい者の送迎について配慮する。

区 分	市民ホール 基本計画	芸術文化創造センター 実施設計	市民ホール 要求水準書 (案)
管理事務室、 機械室、倉庫	有	有	有
その他	有	有	有
駐車場	有	有	有

(7) 外構

市道0003（お堀端通り）側のスペース（アプローチ広場）は、まちなかの回遊性を高めるため、にぎわいが感じられ、人々が集い、交流が生まれる計画とする。

区 分	市民ホール 基本計画	芸術文化創造センター 実施設計	市民ホール 要求水準書 (案)
外構	有	有	有
お堀端通り 沿いの空地	有	有 (広場)	有 (アプローチ広場)

3 市民説明会の開催結果の概要について

名 称	日 時	場 所	参加者数
市民ホール整備方針に係る市民説明会 (要求水準書 (案) 等について)	平成29年6月4日 (日) 午後3時30分から 午後5時50分まで	市役所大会議室	86名

平成 29 年度特定健康診査受診券の印字誤りについて

1 概 要

平成 29 年 6 月 1 日から実施の小田原市特定健康診査において、本来、自己負担金が無料となる方に対し、自己負担金が 2,000 円と誤って印字した受診券を送付した。

2 対 象 者

今年度 70 歳から 74 歳になる本市国民健康保険被保険者 10,222 人
(昭和 18 年 4 月 1 日から昭和 23 年 3 月 31 日までに生まれた方)

3 発 送 日

平成 29 年 5 月 24 日 (水)

4 発 覚 経 緯

5 月 26 日 (金) の午前中に、郵便物を受け取った市民からの問い合わせにより発覚した。

5 原 因

受診券データ作成事業者に、上記対象者は自己負担金が 0 円とする指示をしなかったこと及び発送前に受診券の確認を怠ったため。

6 対 応

- ・対象者に対して、お詫びと手元にある受診券で自己負担なしで受診できる旨の文書を、5 月 29 日 (月) に発送した。
- ・特定健康診査取扱医療機関に対して、受診券及びお詫びの文書を持参した受診者については、自己負担金を徴収しないように、文書を 5 月 30 日 (火) に発送した。

7 再発防止策

- ・口頭で指示することのないよう、業務委託仕様書に細かく明記する。
- ・自己負担額が 0 円と 2,000 円の者のデータが混在していたため、2 つのデータに分割する。

8 資 料

平成29年度 小田原市国民健康保険被保険者 特定健診受診券

平成29年度 小田原市国民健康保険被保険者 特定健診受診券

平成29年5月24日交付

受診券整理番号

受診者氏名

性 別

生年月日

有効期限 平成30年3月31日

健診内容 ・ 特定健診 基本項目・詳細項目
・ 追加健診 追加項目

窓口での自己負担額

特定健診（基本項目）	2,000	円
（詳細項目）	0	円
追加健診（追加項目）	0	円

0円と印字すべきところ、
2,000円と誤って印字

【問い合わせ先】

小田原市荻窪300番地 電話 (0465) 33-1845

保険者名 小田原市 保険者番号 00140079

支払代行機関名 神奈川県国民健康保険団体連合会

支払代行機関番号 91499020

小田原市立矢作小学校における給食費の盗難について

概 要

小田原市立矢作小学校において、1年生・2年生・3年生の9クラス分の給食費（122万6千円）の盗難が発生した。

1 発生日時 平成29年4月19日（水） 午前8時30分頃

2 発生場所 小田原市立矢作小学校 図書室

3 経 過

当日は給食費集金日であり、各クラスの保護者の集金当番がクラスごとに給食費を集め、これを図書室でPTA役員、学校職員等がチェック・集計を行っていた。

図書室には、集金当番などが出入りしていたが、そこに何者かが紛れ込んでいた。

遅れて提出された給食費をチェック・集計済みの給食費に合算しようとしたところ、1年生・2年生・3年生の9クラス分122万6千円を紛失していることに気付き、何者かが持ち去ったものとして小田原警察署に被害届を提出した。

4 原 因

新年度の新体制による最初の集金作業であり、作業中に担当業務の引継説明を行わなければならないなど作業に余裕がなく、現金の監視体制に隙があったため。

5 学校給食への影響について

損害保険に加入しており、児童・保護者や学校給食への直接的な影響はない。

6 再発防止

作業従事者の確認や現金の監視など作業体制の点検を行い、改善を図っていく。その日のうちに各小中学校へ、公金の取り扱いや来校者のチェック確認体制の注意喚起の通知を行った。

また、各校長に対する学校経営ヒアリングの際に、不審者の侵入防止と公金の管理の徹底を文書で個別に依頼した。

7 児童・保護者への対応

① 4月21日（金）午後4時に臨時保護者会を開催し、次の事項を説明した。

- ・事件の経過について
- ・盗難にあった給食費について
- ・これからの学校のセキュリティ体制について

② 児童と今回集金に関わった保護者への心のケアについて、必要に応じて教育委員会で対応できる旨を周知した。

8 現状と今後について

① 当該校については、集金日を月3回に分ける、徴収者を保護者から教員に変更するなど給食費の徴収方法の見直しを行った。

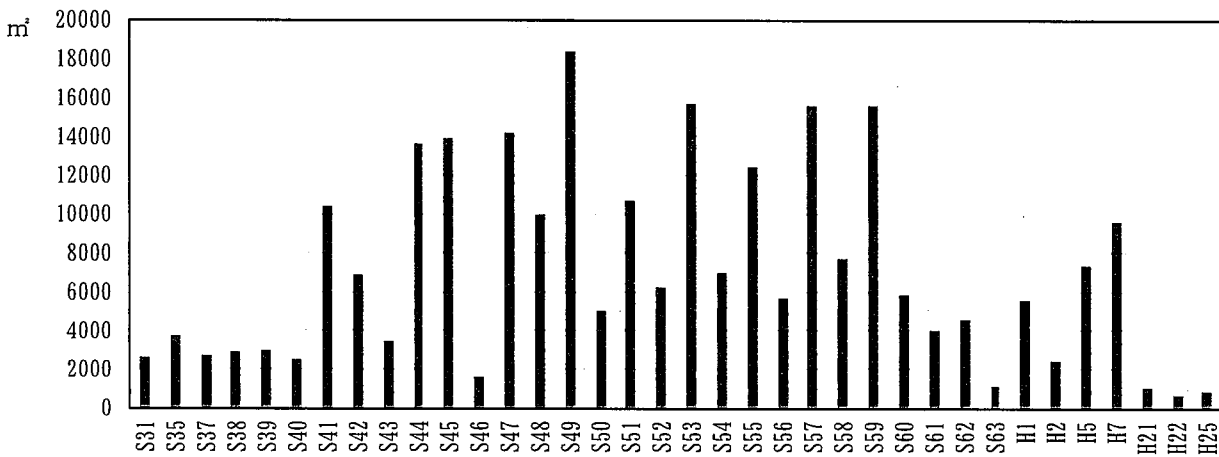
② 3年ごとに給食費の金額の見直しをする給食費検討委員会（学校長・園長代表、保護者代表、栄養士代表で構成）の中で、給食費の徴収方法等取扱いについても見直しを行うこととし、5月22日（月）に検討を開始した。

学校施設整備について

1 現状と課題

(1) 現状・課題

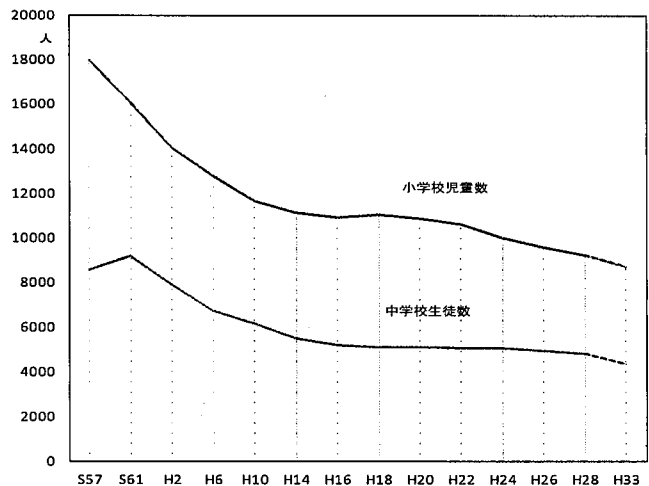
本市の市立小・中学校及び幼稚園は、築40年～50年以上経過した施設が約5割を占めています。建築のピークは昭和41年～59年（19年間）で全体の約75%であり、平成8年以降の20年間はほとんど建築を行っていないため、老朽化による不具合等の問題を抱えています。



(図1) 建築年度別床面積

児童生徒数は、昭和57年をピーク（26,619人）に減少を始め、平成28年にはピーク時から47%減となっており（14,045人）、この傾向は今後も続くと予想されます。

児童生徒数が大幅に減少すると予測される学校もあり、こうした少子化などの社会状況の変化への対応が必要になります。



(図2) 小中学校児童生徒数の推移

また、教育内容・教育方法の多様化、防犯・防災機能の強化、バリアフリー、環境への配慮、地域活動や生涯学習の場としての役割など、学校施設へのニーズが時代とともに変わり、新たな機能も必要になっています。

整備に関しては、校舎及び屋内運動場の耐震補強工事は平成21年度までにすべて終了し、現在は防水、外壁、受変電設備、受水槽、トイレの改修工事等を実施しており、今後は長寿命化対策や機能向上等のための改修を検討する必要があります。

学校は他に代替えのきかない学習の場であることはもちろん、児童生徒の毎日の生活の場であり、人間形成の場であるので、安心、安全、快適に過ごせる環境をしっかりと確保する必要があります。

今後も厳しい財政状況が見込まれますが、効率的、効果的に整備や維持保全を実施し、財政負担の軽減や平準化を図ることが求められます。

(2) 施設の現状評価

国では、全国の地方公共団体の建物が老朽化により一斉に更新の時期を迎える中、限られた予算で多くの施設を整備するため、従来のような改築（建て替え）ではなく、コストを抑えながら改築と同等の環境を確保できる「長寿命化改修」を推進しており、学校施設においても、国と地方公共団体が一体となってこれを推進するよう、文部科学省が「インフラ長寿命化計画」を平成27年3月に策定しています。

こうした流れの中、本市教育委員会では学校施設の整備を検討するに当たり、各施設が長寿命化改修に適するか判断するために、保有するデータに基づき、建築物の基礎や骨格となる「**躯体**」と、設備や内部仕上げ等の「**躯体以外の部位**」に分けて、平成28年度に評価を実施しました。

評価の方法は、文部科学省の「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」に準じました。

ア 躯体の評価

躯体は、耐震診断時の構造計算用に調査したコンクリートの材料試験データである「コンクリート圧縮強度」及び「コンクリート中性化深さ」を用いて、「長寿命化改修に適するか」を評価しました。

<長寿命化改修の整備に適しないと判断する基準>

◇**圧縮強度** : 13.5 N/mm²以下の場合（鉄筋コンクリート造）

◇**中性化深さ** : 調査時点で30mm（許容深さ）に達している場合、あるいは理論式(*)よりも中性化の進行が速い場合

(*)理論式は、建築学会や土木学会で多く採用されている「浜田式」とする。

<浜田式の計算式>

$$\text{中性化深さ (C)} = 10 \times \sqrt{(t \div 7.2)} = 3.73\sqrt{t}$$

(中性化深さ (C) が30mmに達する築後年数 (t) を65年とした場合、その時点での理論上の深さのこと。中性化係数は7.2とする。)

①評価結果

小学校・中学校・幼稚園の全42校（園）の躯体について評価したところ、37校（園）の施設は基準値以内であり長寿命化改修に適する「長寿命」という評価となりましたが、5校6施設は長寿命化改修に適さない可能性があるため、整備の計画上は改築（建て替え）の方向で考えていく「改築」という評価となりました。

											躯体評価			
											躯体調査データ			躯体評価 (長寿命化判定)
学校名	施設名	構造区分	階数	建築年度	築年数	耐震			調査年度	圧縮強度 (N/mm ²)	中性化深さ (mm)			
						基準	診断	補強						
A小学校	校舎	RC	3	S48	43	旧	実施	実施	H13	20.1	25.5	改築		
B小学校	校舎	RC	3	S45	46	旧	実施	実施	H25	13.1	0.0	改築		
C小学校	校舎	RC	3	S62	29	新	—	—	H26	28.7	25.4	改築		
	屋内運動場	S	1	S45	46	旧	実施	実施	H11	11.4	—	改築		
D小学校	校舎	RC	3	S49	42	旧	実施	実施	H14	13.4	—	改築		
E中学校	校舎	RC	3	S41	50	旧	実施	実施	H26	21.2	27.9	改築		

RC:鉄筋コンクリート造 S:鉄骨造

(図3) 躯体評価の結果（改築となったもの）

※A小学校校舎、C小学校校舎及びE中学校校舎については、「中性化の深さ」が理論式より進行が速いので「改築」と評価しています。

②「改築」について

「改築」と評価された施設は、実際に工事を実施する際には詳細な調査を行い、長寿命化改修に適することが判明した場合には改築（建て替え）ではなく長寿命化改修による整備に変更します。

イ 躯体以外の部位の評価

躯体以外は、「健全度」を算出して評価しました。「健全度」とは、建物の劣化状態を示す指標です。

<「健全度」の算出方法>

① 部位の評価点

- ・建物の部位を、「屋上・屋根」、「外壁」、「開口部」、「内部仕上」、「電気設備」、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」、「昇降機その他」の8項目に分ける。
- ・「屋根・屋上」、「外壁」、「開口部」は目視状況により、「内部仕上」、「電気設備」、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」、「昇降機その他」は、部位の全面的な改修年からの経過年数を基にA・B・C・Dの4段階で評価する。（「内部仕上」のみA・B・Cの3段階で評価）
- ・この4段階の評価に、「①部位の評価点」に規定された評価点を付ける。

② 部位のコスト配分

- ・部位により改修費用に占める割合が異なることから、それぞれの部位に「②部位のコスト配分」のとおり配分比率を設定する。（コスト配分は実績から見た一般的な平均値で、合計は「60」となる。残りの「40」は躯体部分。）

③ 健全度

- ・部位ごとの評価点を部位のコスト配分率に掛け合わせ、その数値を合計することにより当該建物全体の健全度を算出する。

①部位の評価点

評価	評価点
A (概ね良好)	100
B (部分的に劣化)	75
C (広範囲に劣化)	40
D (早急に対応を要する)	10

②部位のコスト配分

部位	コスト配分
屋根・屋上	7.2
外壁	6.0
開口部	8.9
内部仕上	22.4
電気設備	8.0
給排水衛生設備	6.5
空調換気設備	0.5
昇降機その他	0.5
計	60.0

③健全度の計算式

総和 (部位の評価点×部位のコスト配分)

部位のコスト配分の合計 (60)

(100点満点にするために部位の合計値で割る)

<健全度の計算例>

部位	評価	評価点	×	コスト配分	=	
屋根・屋上	C	40	×	7.2	=	288.0
外壁	D	10	×	6.0	=	60.0
開口部	C	40	×	8.9	=	356.0
内部仕上げ	C	40	×	22.4	=	896.0
電気設備	C	40	×	8.0	=	320.0
給排水衛生設備	C	40	×	6.5	=	260.0
空調換気設備	A	100	×	0.5	=	50.0
昇降機その他	—	0	×	0.5	=	0.0
計				60.0		2230.0

<健全度> 2230.0 ÷ 60 = 37 (端数処理後)

37点

小学校 校舎

順位	学校名	健全度	築年		劣化状況								
			築年	経過年数	屋根・屋上	外壁	開口部	内部仕上	電気設備	給排水衛生	空調換気	昇降機その他	
1	a 小学校	37	S47	44	C	D	C	C	C	C	C	A	-
2	b 小学校	48	S48	43	D	A	B	C	C	C	C	A	-
3	c 小学校	57	S49	42	A	C	B	C	B	C	C	A	-
4	d 小学校	67	H1	27	B	C	B	B	B	C	C	A	-

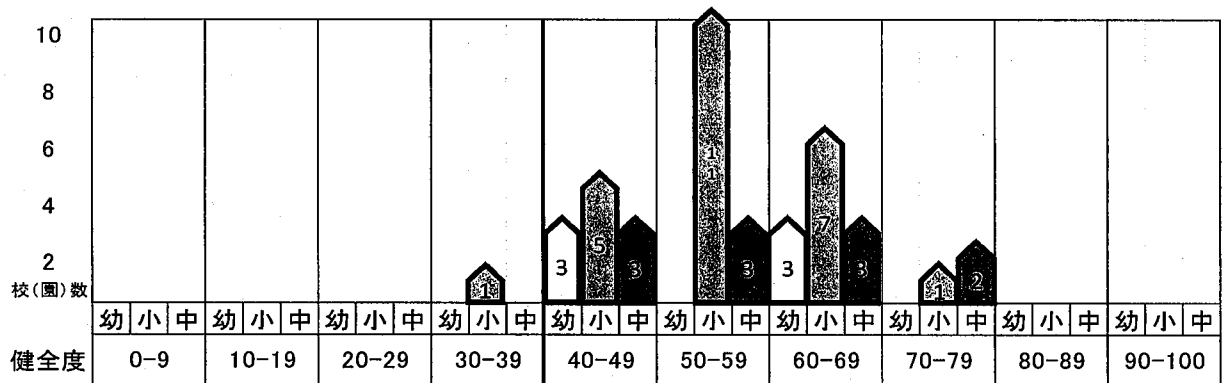
(図4) 躯体以外の部位の評価の例

<基本的な判断の例>

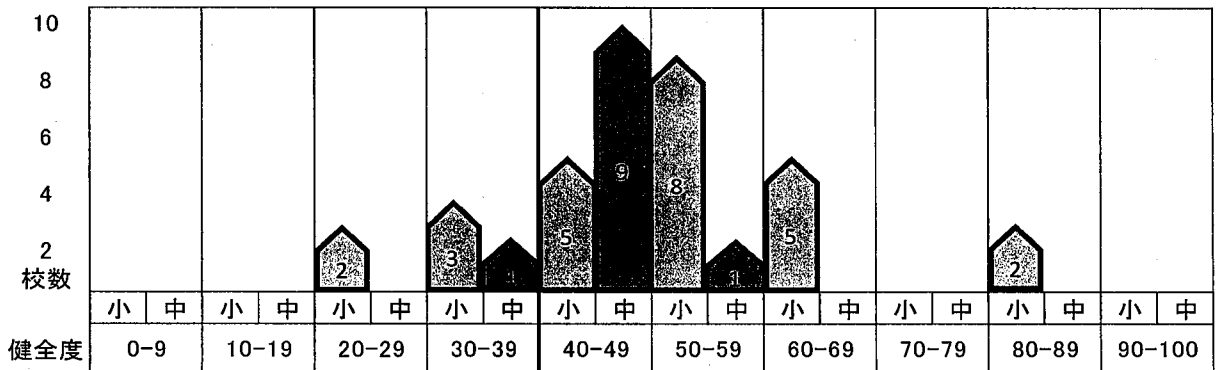
a 小学校は、「健全度」から見た改修の優先順位が高いと考えられる。

①評価結果

小学校・中学校・幼稚園の全42校(園)の躯体以外の部位について100点満点で評価したところ、「優先的に長寿命化改修等の対策を講ずることが望ましい」とされている健全度40点未満に該当した施設は校舎が1、屋内運動場が6となりました。



(図5-1) 校舎の健全度の結果



(図5-2) 屋内運動場の健全度の結果 (幼稚園はなし)

②「健全度」について

数値が小さいほど劣化が進んでいることを示すもので、整備の優先順位を考える際の参考にします。

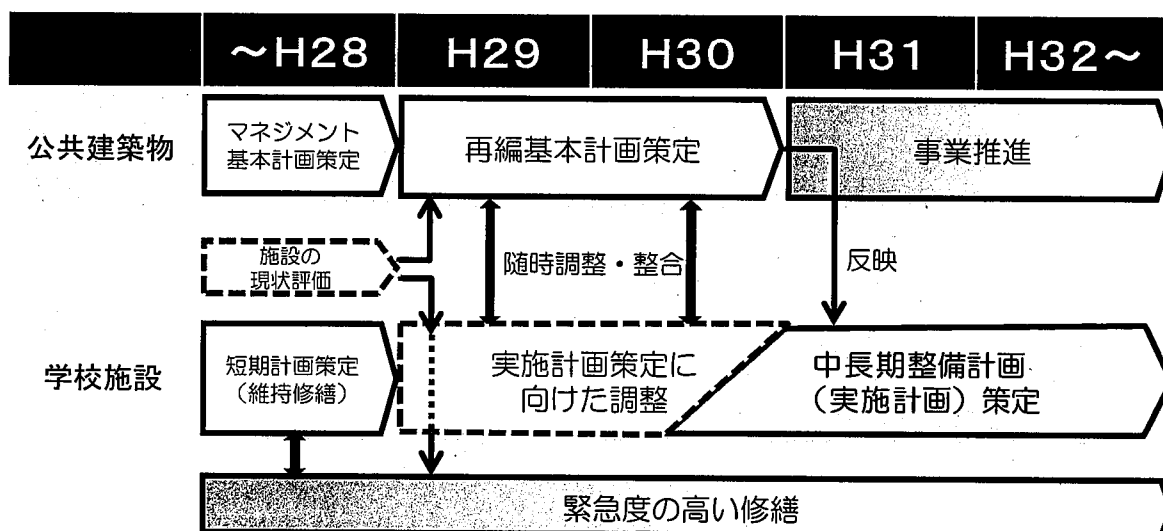
2 今後の予定

本市教育委員会では、平成26年2月に「小田原市学校施設整備基本方針」を策定し、緊急度の高い修繕は「短期計画」として優先的に整備を行うとともに、長寿命化対策・機能向上のための改修や、改修による延命が困難な場合の改築（建て替え）は、「中長期の整備計画」を平成28年度末に策定した上で実施していく考えで進めてきました。

その後、本市では、複合化や統廃合を含めた公共施設全体の適正配置に取り組むため、平成29・30年度に「公共施設再編基本計画」を策定することになりました。

そのため、「中長期の整備計画」については、この「公共施設再編基本計画」との整合を図りながら、具体的な計画の検討・策定作業を行うこととしました。

なお、学校施設の評価結果については、これらの計画の策定作業の基礎データとして活用するとともに、今後実施する緊急度の高い修繕についても検討材料としていくこととします。



(図6) ロードマップ